湘洋中学校
避難所運営マニュアル

令和8年　７月版

目　　次

■マニュアルについて　……　Ｐ１

■避難所運営委員会名簿　……　Ｐ２

■自治会町内会　活動班割り振り　……　Ｐ３

■自治会町内会　緊急連絡先一覧　……　Ｐ４

■関係先　緊急連絡先一覧　……　Ｐ５

■施設利用計画　……　Ｐ６~7

■教室配置図　……　Ｐ８

（避難所として利用する箇所）

■避難所利用平面図　……　Ｐ９

（避難所として利用する箇所）

■防災備蓄品一覧　……　Ｐ１０

■共通ルール　……　Ｐ１１～１９

■避難所運営委員会　規約　……　Ｐ２０～２２

このマニュアルについて

●このマニュアルは、藤沢市が発行している「避難所運営マニュアル」をもとに、関係する自治会・町内会（４自治町内会）の役員が中心となって、運営に必要な役割・行動、利用できる箇所などを検討し、湘洋中学校における避難所運営マニュアルとしてまとめたものです。

●「避難所」は、地震や津波などの大災害によって自宅に住むことができない人の「生活の場」になる施設です。時系列に沿った行動マニュアルとなっていますが、前提として、緊急的な一時避難のあとの段階（地震や津波が収まったが、自宅に戻れず、この施設で生活をしていくことになった段階）を想定した内容となっています。

●災害の種類等によって対応が異なる場合がありますので、この内容を基本として、臨機応変に対応することが必要になります。

●マニュアルに記載されている内容は、現時点でのものになります。今後、訓練の実施などを通じて、随時、マニュアル内容の改訂を行う場合があります。

【事前準備様式１－１】

令和８年度　　避難所運営委員会　委員名簿

避難所名：湘洋中学校

役　割	氏　名	連絡先
委　員　長	東海岸２丁目町内会	
副 委 員 長	東海岸４丁目町内会	
副 委 員 長	鵠沼海岸４丁目自治会	
委　　員	サンビーチ鵠沼自治会	
施設管理者	学校長	
	教頭	
避難所 従事職員		

※避難所の運営には多様な視点が必要です。女性委員を登用するなど、様々な視点を取り入れた避難所運営を行いましょう。

【事前準備様式１－２】

２　各班員名簿（◎：班長、〇：副班長）

班　名		氏　名	所属又は住所	連　絡　先
総務班	◎	東海岸２丁目町内会		
	○			
名簿班	◎	東海岸２丁目町内会		
	○			
食料班	◎	東海岸４丁目町内会		
	○			
物資班	◎	東海岸４丁目町内会		
	○			
要配慮者支援班	◎	鵠沼海岸４丁目自治会		
	○			
衛生班	◎	鵠沼海岸４丁目自治会		
	○			
情報広報班	◎	サンビーチ鵠沼自治会		
	○			

※日頃のチームワークを活かすために各班を自治会町内会別に割り当てておりますが、
これはあくまでも暫定です。

※在宅避難の状況や避難者の高齢者率等をかんがみて、調整を行うことを前提としています。

【事前準備様式２】

緊急時連絡先一覧

避難所名：湘洋中学校

種　　類	名　　称	Ｔ　Ｅ　Ｌ	Ｆ　Ａ　Ｘ
地区防災拠点本部	辻堂市民センター	３４－８６６１	
周辺避難施設	辻堂小学校	３３－４１２１	
	湘南工科大学	３０－０２７１	
	湘南工科大学附属高等学校	３４－４１１４	
	浜見小学校	３４－０２７８	
医　療　機　関	湘南太平台病院	３４－２１５１	
	湘南ホスピタル	３３－５１１１	
指定緊急避難所	湘南工科大学周辺		
	長久保公園		
	松下政経塾		
消　防　団	第 10 分団	３４－３１００	
警察署	藤沢警察署	２４－０１１０	

【事前準備様式３】

緊急時連絡先（自治会・町内会）

避難所名：湘洋中学校

自治会・町内会名	代表者	緊急連絡先	一時避難場所
東海岸２丁目町内会			
東海岸４丁目町内会			
鵠沼海岸４丁目			
サンビーチ鵠沼自治会			

【事前準備様式６】

避難所開設時における施設利用計画書

避難所名：湘洋中学校

※留意事項

1　避難者の居住スペースについては、１人当たり２㎡を基本とし、通路を確保できるように計画する。

2　要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する人）の専用スペースを設置する。
　例：多機能トイレや洋式トイレからの位置が近い場所、可能な限り個室にする等

3　感染症患者等の専用スペースは、一般避難者の居住スペースから離れた場所に配置する。

4　職員室等、一般開放しないスペースを決めておく。

5　避難者の人数に応じて避難スペースを段階的に開放する。

6　避難施設運営委員やボランティアの休息スペースについて配慮する。

No.	利用目的	利用予定場所
1	避難施設運営委員会運営本部	カウンセリングルーム
2	避難者居住スペース	優先順位①：体育館　②：２階コモンスペース ③：３階和室　④：南棟少人数教室 ⑤：第１音楽室
3	要配慮者居住スペース	優先順位①：１階　図書室　②１階　なぎさルーム
4	防災備蓄倉庫	３階　防災倉庫
5	救護室	２階　ＰＴＡ会議室
6	事前受付	渡り廊下の下
7	授乳室・育児室	第２音楽室
8	おむつ交換スペース	第２音楽室　※パーテーションで区切る
9	感染症患者用スペース	技術科室
10	情報掲示場所	体育館　壁面
11	ごみ置き場	校舎の西側
12	組み立て式トイレ設置場所	南棟校舎北側（ベンチがあるところ）
13	マンホールトイレ設置場所	南棟校舎北側（ベンチがあるところ）
14	食料・物資集積場所	第１美術室
15	食料・物資配布場所	ピロティ－
16	災害時特設公衆電話設置場所	体育館　裏
17	更衣室（男性）	プール更衣室（男性）
18	更衣室（女性）	プール更衣室（女性）

【裏面へ続く】

No.	利用目的	利用予定場所
19	更衣室（個室）	２階　ＰＴＡ会議室隣
20	洗濯場所	ピロティー横
21	物干し場（男性）	プールサイド
22	物干し場（女性）	被服室、調理室
23	相談室	２階　相談室
24	面会室	２階　相談室
25	調理・炊き出し場所	グラウンド
26	テントエリア	―
27	緊急車両用駐車場所	グラウンドと校舎の間の通路
28	ペット避難スペース	昇降口前
29	補助犬同伴避難者居住スペース	第２理科室
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
	立ち入り禁止エリア	

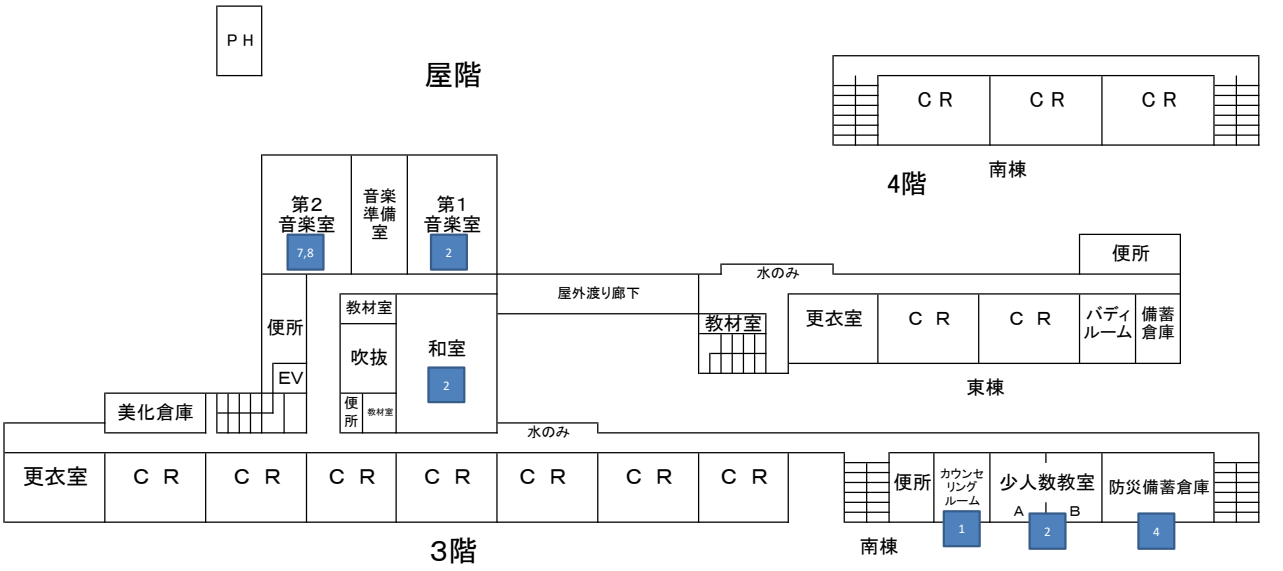
ＰＨ
屋階
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
南棟
4階
第2
音楽室
7,8
音楽
準備
室
第1
音楽室
2
便所
水のみ
屋外渡り廊下
教材室
吹抜
和室
2
便所
EV
教材室
便所
教材室
更衣室
ＣＲ
ＣＲ
バディ
ルーム
備蓄
倉庫
東棟
美化倉庫
水のみ
更衣室
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
便所
カウンセ
リング
ルーム
1
少人数教室
A
B
2
防災備蓄倉庫
4
南棟
3階

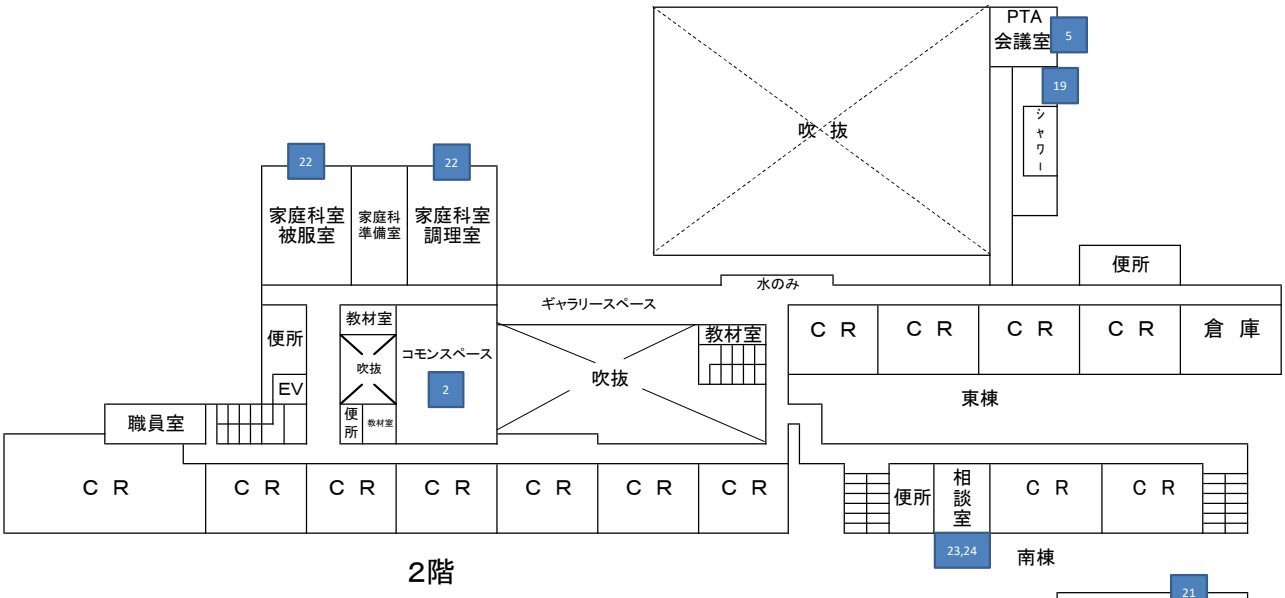
PTA
会議室
5
19
吹抜
シャワー
便所
水のみ
22
22
家庭科室
被服室
家庭科
準備室
家庭科室
調理室
ギャラリースペース
教材室
吹抜
コモンスペース
2
便所
EV
教材室
吹抜
教材室
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
倉庫
東棟
職員室
便所
教材室
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
ＣＲ
便所
相談
室
23,24
ＣＲ
ＣＲ
南棟
2階

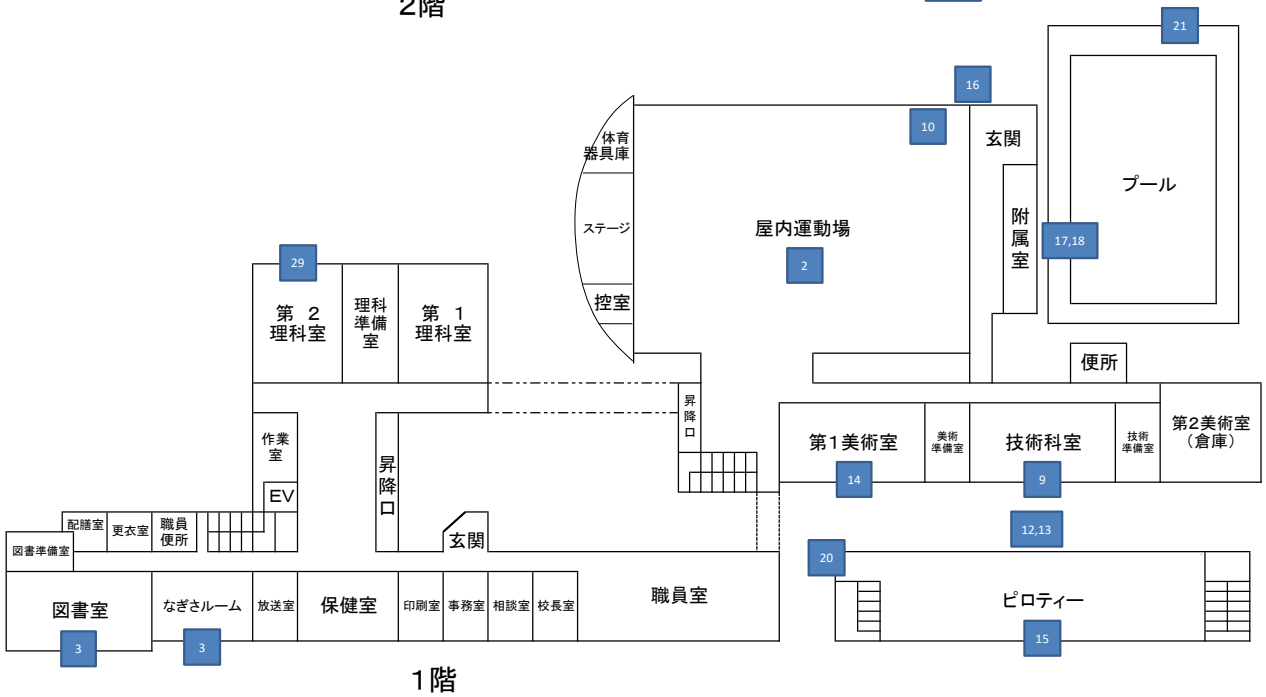
21
16
10
体育
器具庫
ステージ
控室
屋内運動場
2
玄関
プール
附属
室
17,18
便所
29
第 2
理科室
理科
準備
室
第 1
理科室
昇降口
第1美術室
14
美術
準備室
技術科室
9
技術
準備室
第2美術室
（倉庫）
作業
室
EV
昇降口
玄関
12,13
配膳室
更衣室
職員
便所
図書準備室
20
図書室
3
なぎさルーム
3
放送室
保健室
印刷室
事務室
相談室
校長室
職員室
ピロティー
15
1階

避　難　施　設　平　面　図

湘　洋　中　学　校

所　在　地	辻堂東海岸四丁目１７番１号	創立年月	昭和３１年４月
地　域　地　区	第１種低層住居専用地域		
敷　地　面　積	２４，３６６ｍ２		
校　舎　面　積	７，２９３ｍ２		
屋内運動場面積	１，２１９ｍ２		

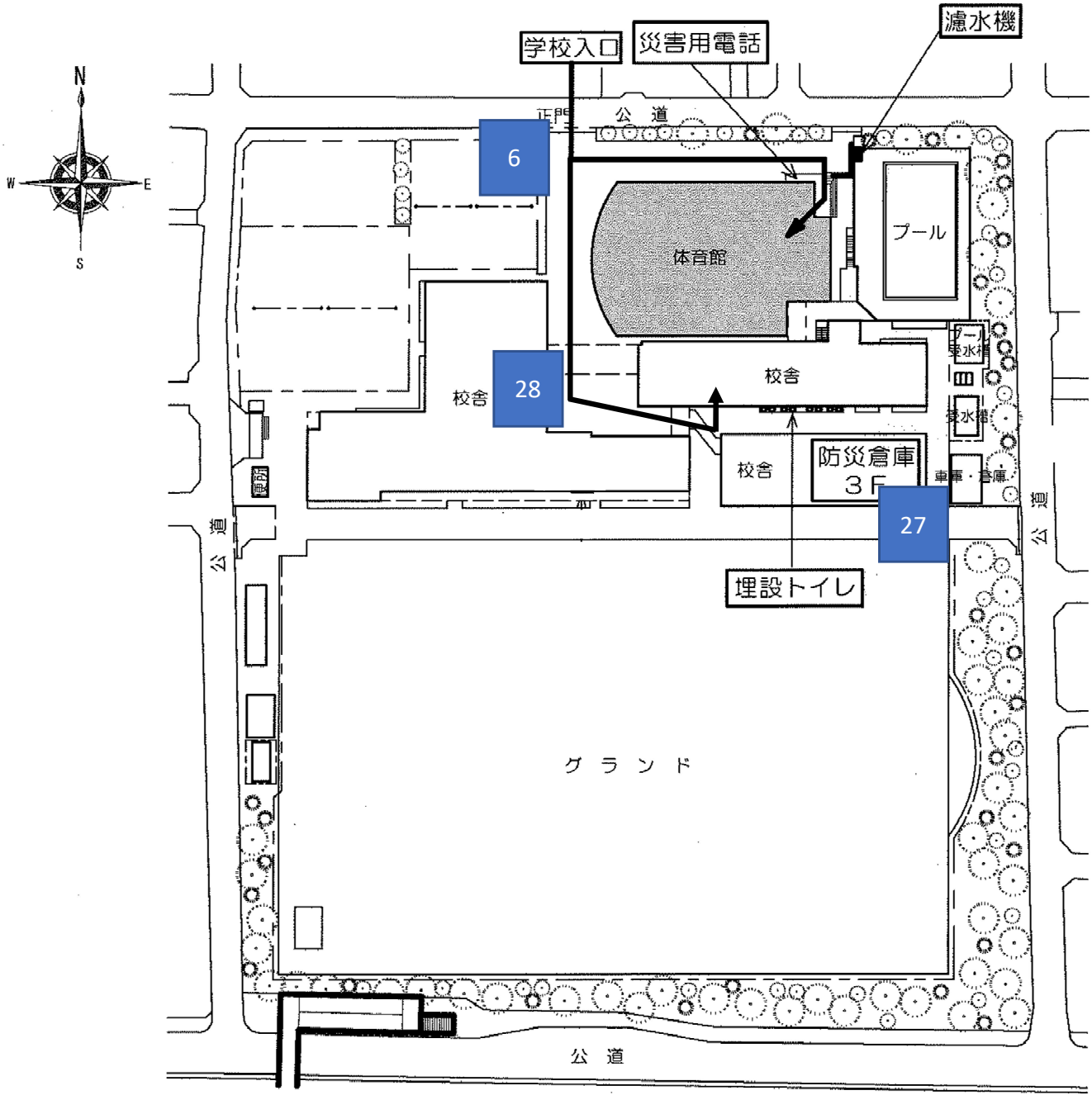

■防災備蓄品一覧 （湘洋中学校）

2022. 2更新

No.	分類	品　名	数　量	特記事項
1	生活スペース関係	毛布	700 枚	1箱10枚×70箱
2		ござ（6畳）	45 枚	1梱包5枚×9包
3		ブルーシート	50 枚	1梱包10枚入×5包
4		仕切板	1 式	
5	食料関係	長期保存食（ビスケット）	132 缶	1箱6缶×23箱 ※配布年月：1993．9
6		大釜セット	2 組	ハットリ製
7		食器セット	1 組	1組1000人分
8		飲料水用ポリ容器（10ℓ）	300 個	1箱100個×3箱（水配給用時などに使用）
9	トイレ関係	組立トイレ(ベンクイックH-3)	2 基	車いす対応可（校庭に設置）
10		紙おむつ（幼児用）	484 枚	1梱包：462枚＋22枚
11		生理用品	963 枚	1梱包：951枚＋12枚
12		埋設型マンホールトイレ	5 基	東棟校舎南側にある5基のマンホールに設置
13	電気・照明類	発電機	2 台	1台で2,500W(25アンペア)まで使用可、最大容量で運転した場合、ガソリン満タン(9ℓ)で約6時間連続運転可
14		投光器	5 台	1台の消費電力は300W（球切れするため上向き禁止）
15		コードリール	5 台	発電機等で使用
16		ガソリン缶（1ℓ缶詰）	24 缶	当座をしのぐ分として用意、その後はガソリン業者から供給される計画
17		懐中電灯	1 個	
18	その他	リヤカー	1 台	空気入れ1本あり
19		防災用ラジオ	1 台	
20		救助セット	1 組	ロープ・バール・のこぎり・斧・ジャッキー等
21		スコップ	5 本	
22		ツルハシ	2 本	
23		無線機	3 台	
24		台車	1 台	
25		拡声器	1 台	
26		三角巾	30 枚	
27		マグネットホワイトボード	1 台	
28	感染症対策	※『感染症対策を踏まえた避難施設等開設運営マニュアル』参照		
29				
30				
31				
32				
33				
34				

【事前準備様式７】

共通ルール（掲示用）

湘洋中学校　避難施設運営委員会

1　この避難施設は、災害時における地域住民の生活の場となる避難施設です。

2　避難施設は、避難施設運営委員会及び避難者が主体となって運営します。

3　避難施設は、地域のライフラインの復旧及び被災者の一定の生活ができるまでを目途に設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。

4　避難施設で生活を送る方は、避難者名簿の登録を行ってください。

5　避難施設外（在宅・車中泊・テント泊等）に避難される方は、避難施設外（在宅・車中泊・テント泊等）避難者名簿の登録を行ってください。

6　「立入禁止」等の部屋には避難できません。掲示内容には必ず従ってください。

7　食料・物資は、原則として、全員に公平に提供できるようになってから配布します。

※不足する場合には、乳幼児・子ども、高齢者、障がい者、妊産婦などに優先配布します。

※在宅避難者は、原則として、避難施設に受け取りに来てください。

8　避難施設では、他人同士が同じ空間で生活します。他人に迷惑になる行為（大人が大声をあげたり、暴力をふるう等）は絶対にやめましょう。

9　居住トラブル防止等のため、避難施設内での飲酒は原則禁止します。喫煙も原則禁止します。

※ただし、避難施設運営委員会で許可した場合は除きます。その際、所定の場所及び時間を遵守してください。

10　貴重品は、携帯して行動しましょう。

11　その他、避難生活上、困ったことがあった場合は、避難施設運営委員会本部へ申し出てください。

このルールは、必要に応じて避難施設運営委員会で見直しを行います。

【事前準備様式８－１】

共同生活上のルール（掲示用）

湘洋中学校　避難施設運営委員会

区分	内容
消灯時間	**２１時００分** ※廊下やトイレ、施設管理に使用する部屋は点灯したままとしますが、居住区内の照明は、足元を照らす程度の明るさに落とします。
食事	**配付場所：「ピロティー」** **配布時間：（朝：　７時００分、昼：１２時００分、夜：１８時００分）** ◆時間に変更があった場合は、掲示板などでお知らせします。 ◆配付は、入居者のグループ（班）ごとに行いますので、指示に従って順番に行動してください。 ◆アレルギーなど、特別な食事の用意が必要な場合は、事前に食料班へお申し出ください。
入浴	◆仮設風呂などが設置されるまでの間は、タオル・水（湯）を支給しますので、清拭（タオルで体をふくこと）で対応してください。 ◆仮設風呂・シャワー施設などの設置情報は、適宜お知らせします。
伝言・公衆電話	◆電話の即時の取次ぎは原則行いません。 ※入居者に対しての電話があった場合には、放送で呼び出しを行い、伝言を渡します。**受信時間：　９時００分から１７時００分まで** ◆公衆電話は、「体育館　裏」に設置します（発信のみ）。 ※使用時間　**９時００分から１７時００分まで** ※一回の通話時間は**原則５分まで**とさせていただきます。 ◆携帯電話はマナーモードにしてください。また、居住区内での通話はご遠慮ください。
授乳室・おむつ交換スペース	◆授乳・着替えのスペースを設けております。適宜ご利用ください。 **授乳室：「第２音楽室」** **おむつ交換スペース：「第２音楽室」**

【裏面へ続く】

区分	内容
清掃・ごみ処理	◆世帯単位の割当区画についての清掃は、原則、世帯ごとに責任をもって清掃をお願いします。 ◆共有スペースについては、グループ（班）ごとに清掃をお願いします。 ◆生活ごみについては、市の分別区分に従い、分別の上、指定の場所へ出してください。**ごみ置き場：「校舎の西側」**
洗濯	◆洗濯は、原則、世帯単位で行ってください。 ◆物干し場は、男女別で定めた場所に干してください。 **物干し場（男性）：「プールサイド」** **物干し場（女性）：「被服室、調理室」**
掲示板	◆災害対策本部（市役所）からの情報や避難施設運営委員会での決定事項、テレビ・ラジオ・新聞等の情報及び郵便物・宅配物等の各種伝言の連絡は掲示板により告知します。常に掲示板を確認するようにしてください。 **掲示板設置場所：「体育館　壁面」**
ペット	◆ペット同行避難者は、ペット台帳へ必要事項を記入してください。ペットは、決められた場所で飼育していただくよう、お願いします。 ◆居住スペース部分へのペットの持込みは原則禁止となります（盲導犬・介助犬・聴導犬など除く。ただし、アレルギー症状がある方に配慮（別室対応など））。 ◆別途「ペットの飼育ルール」がありますので、その指示に従ってください。 **ペット飼育場所：「昇降口前」**
更衣室	◆更衣室を設けております。男女別で定めた場所を適宜ご利用ください。また、個室の更衣室も設けております。介助者等と一緒に利用する場合などにご利用ください。 **更衣室（男性）：「プール更衣室（男性）」** **更衣室（女性）：「プール更衣室（女性）」** **更衣室（個室）：「2 階　ＰＴＡ会議室　隣」**
プライバシーの保護	◆居住区画及び世帯区画は、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにしてください。 ◆居室内での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう、使用する際には、イヤホンを使用してください。

【事前準備様式８－２】

トイレの使用ルール（掲示用）

※大規模な地震が発生した場合には、下水道管が損傷する可能性があります。下水道が使用できない場合には、災害対策本部（市）からアナウンスします。下水道が使用できない場合、施設内のトイレの使用は控え、組み立て式トイレやトイレ処理袋による対応をお願いします。

1　施設のトイレを使用する場合（トイレ処理袋を使用する場合）

◆トイレの使用にあたっては、トイレ処理袋の使用をお願いします。使用方法は、別紙「トイレ処理袋の使用方法」をご覧ください。

◆トイレットペーパーは、トイレ処理袋へ捨ててください。

◆下水道管が使用不可能なため、**絶対に水は流さないでください。**

◆トイレ処理袋は、必ずごみ袋を二重にして、所定の回収場所へ捨ててください。　**トイレ処理袋回収場所：「校舎の西側」**

◆皆さんが使用するトイレです。清潔な使用を心がけましょう。

◆手洗いは、手洗い場に備え付けてある水を使用してください。

◆多くの方が使用する水です。節水を心がけましょう。

◆女性や子どもがトイレに行く際には、必ず複数の人で行きましょう。

2　施設のトイレを使用する場合（下水道管が使用可能な場合）

※流し用の水については、プールの水や井戸水を汲み置きして使用します。

◆トイレットペーパーは、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのごみ箱に捨ててください。捨てた後は、悪臭防止のため、必ずふたを閉めてください。

◆トイレを使用したら、汲み置きしてある水（流し用）を一度タンクに入れて、レバーを引いて流してください。

◆皆さんが使用するトイレです。清潔な使用を心がけましょう。

◆汲み置きしている水は、手洗いに使用しないでください。手洗いは、手洗い場に備え付けてある水を使用してください。

◆大勢が使用する水です。節水を心がけましょう。

◆女性や子どもがトイレに行く際には、必ず複数の人で行きましょう。

3　組み立て式トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレを使用する場合

◆使用する際は、使用していることが分かるよう、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。

◆汲み取り作業が必要となるトイレです。排泄物がたまっていることに気づいた方は、衛生班に報告してください。

◆皆さんが使用するトイレです。清潔な使用を心がけましょう。

◆女性や子どもがトイレに行く際には、必ず複数の人で行きましょう。

【事前準備様式８－３】

食料配布のルール（掲示用）

配布場所：「ピロティー」

配布時間：（朝：　７時００分、昼：１２時００分、夜：１８時００分）

◆食料・水などは公平に分配します。

◆時間に変更があった場合は、掲示板などでお知らせします。

◆配付は、入居者のグループ（班）ごとに行いますので、指示に従って順番に行動してください。

◆食料の受取の際は、必ず手洗いをするか、手指消毒を行いましょう。

◆余ったもの、食べ残したものについては、衛生上の問題（食中毒の危険）がありますので、保管はしないでください。

◆調理品は、取り置きできませんので、調理後**「１」時間まで**しか配布しません。

◆アレルギーなど、特別な食事の用意が必要な場合は、事前に食料班へお申し出ください。

◆食料が不足する場合には、乳幼児・子ども、高齢者、障がい者、妊産婦などに優先配布します。

【事前準備様式８－４】

物資配布のルール（掲示用）

配布場所：「ピロティー」

配布時間：　１０時００分

◆物資などは公平に分配します。

◆時間に変更があった場合は、掲示板などでお知らせします。

◆配付は、入居者のグループ（班）ごとに行いますので、指示に従って順番に行動してください。

◆数量が不足する物資などは、乳幼児・子ども、高齢者、障がい者、妊産婦などに優先配布します。

◆婦人衛生用品など女性特有品については、「　　」で女性が配布します。介助者以外の男性は、立ち入らないようお願いします。

【事前準備様式８－５】

ペットの飼育ルール（掲示用）

避難施設では、多くの人たちが共同生活を送っています。

ペットの飼い主の皆様は、次のことを守って避難施設での生活を送ってください。

◆避難施設の居住スペースには、原則、ペットの持ち込みは禁止します。

◆ペット同行避難者は、ペット台帳へ必要事項を記入してください。ペットは、決められた場所で飼育していただくよう、お願いします。

ペット飼育場所：「昇降口前」

◆ペットには、迷子札を装着し、ゲージやキャリーケース等に入れてペット飼育場所で飼育してください。

※ゲージやキャリーケースがない場合には、リード等でつないでください。

◆補助犬である盲導犬・介助犬・聴導犬などはペットではなく、「身体障害者補助犬法」において、公共的施設での同伴を認められています。ただし、避難施設内に同行することにより、避難者がアレルギー症状等を引き起こす可能性があることから、別室への避難をお願いします。

補助犬同伴避難者居住スペース：「第２理科室」

◆校庭等での放し飼いは、禁止します。

◆ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が責任をもって管理してください。

◆ペットの排泄物は、飼い主が責任をもって始末し、廃棄してください。

※ペットの存在は、飼い主にとっては気にならないことでも、鳴き声、臭い、排泄物などからほかの人には過度なストレスになる場合があります。避難施設で共同生活を送るには、一定のルールを設け、トラブルにならないように配慮が必要です。

【事前準備様式８－６】

感染症予防のルール（掲示用）

◆食事の前、トイレの後は手を洗いましょう。

（水の確保が困難な場合）手指消毒用のアルコールで消毒しましょう。

◆炊き出しや配食のときは、事前に手洗いし、使い捨て手袋及びマスクを装着しましょう。

◆居住区域内は、土足厳禁とします。また、トイレを使用する際は、トイレ用の履物をご利用ください。

◆避難施設内での感染を防ぐため、下痢・おう吐・発熱等、体調の悪い方がいる場合には、すぐに衛生班へ連絡してください。

◆咳がでる場合には、マスクを着用し、咳エチケットを守り、体調がすぐれない場合は、衛生班へお申し出ください。

◆長期間に及ぶ避難生活や車中泊では、**エコノミークラス症候群**を発症する可能性があります。長時間同じ姿勢でいないようにし、足の運動をしましょう。

【事前準備様式４】

湘洋中学校避難所運営委員会規約

（趣旨）

第１条　大規模な災害の発生に備え、自助・共助・公助の役割分担と連携により、避難所が位置する地域内の住民が、主体的に当該避難所の開設及び運営を円滑に行うため、湘洋中学校避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第２条　運営委員会は次に掲げる者をもって構成する。

（１）避難を予定する地域住民

（２）施設管理者

（３）避難所従事職員

（４）災害時、避難者から互選された避難者の代表（以下「避難者代表」という。）

（運営委員会の責務）

第３条　運営委員会は、平常時から避難生活における役割分担や避難所の利用方法等を定め、災害時においては、避難所を開設し、主体的に公平な避難所運営を行うとともに、避難所のルールを守り、共助の精神に基づき、安全で安心な避難生活を行う。

（施設管理者の責務）

第４条　施設管理者は、避難所を開設する必要がある場合、避難所従事職員とともに、施設の安全点検を行い、安全を確認した後に避難所を開設する。

また、開設後は、施設の維持管理及び円滑な避難所運営の支援を行う。

（避難所従事職員の責務）

第５条　避難所従事職員は、避難所を開設し、運営委員会及び施設管理者と連携して、避難所運営の取りまとめを行うとともに、辻堂地区防災拠点本部（辻堂市民センター・公民館）との連絡調整等を行い、円滑な避難所運営を推進する。

（運営委員会の活動）

第６条　運営委員会は次の事項について会議し、活動を行う。

（１）平常時の活動

ア　運営委員会の組織・運営に関すること。

イ　避難所運営マニュアルを作成し、必要に応じて加除・修正を行うこと。

ウ　避難所開設・運営等の訓練実施に関すること。

エ　その他、避難所の開設及び運営を行うために必要な活動に関すること。

（２）災害時

ア　避難所運営マニュアルに基づく避難所の開設及び運営に関すること。

イ　地域における安否情報・被害状況の集約に関すること。

ウ　その他、避難所運営に関し必要な事項に関すること。

（役員）

第７条　運営員会には、次の各号に掲げる役員を置く。

（１）委員長　　１人

（２）副委員長　２人

（３）第１１条第２項の規定により選出された班長　　７人

２　前項に掲げる役員は、第２条（１）に定める者のうちから互選する。

（役員の職務）

第８条　委員長は、会務を統括し、運営委員会を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐とするとともに、委員長に事故があるときは又は欠けたときは、その職務を代理する。なお、委員長は、あらかじめ職務を代理する副委員長を指名しておくものとする。

３　班長は、第１１条で定める各班の班長として、班を統括する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の役員の任期の期間中において、当該役員が辞任した場合、又は避難所から退所した場合等には、後任の役員を選出するものとする。なお、後任の任期は前任者の残任期間とする。

（会議の開催）

第１０条　運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　平常時は、会議を年１回以上開催するものとする。

３　災害時は、定例会議として毎日開催し、班の意見、要望等を協議し、必要と認める事項を決定するものとする。

４　他団体等との協議が必要な場合は、この限りではない。

（班の設置）

第１１条　避難所の円滑な運営のため、運営委員会に次の班を置く。ただし、避難者の状況等により、増減できるものとする。

（１）総務班

（２）名簿班

（３）食料班

（４）物資班

（５）要配慮者支援班

（６）衛生班

（７）情報広報班

（８）前各号に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認めた班

２　前項の各班には、第７条第３項に定める班長１人を置く。

３　班長を補佐する者として、必要に応じて班に副班長を置き、班長が指名する。

（班の運営停止）

第１２条　各班は、災害発生後において、その地域のライフラインが復旧し、かつ、被災者が一定の生活を確保することが可能となったとき、又は避難所の集約により当該避難所が閉鎖する場合には、運営を停止する。

（補則）

第１３条　この規約に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、役員の発議により運営委員会が協議して決定するものとする。

付　則

この規約は、　２０１９年　9月　１日から施行する